

都市の低炭素化の促進に関する法律に係る香川県手続要綱

制定 平成 24 年 12 月 21 日  
改正 平成 25 年 4 月 1 日  
改正 平成 27 年 6 月 1 日  
改正 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、知事が行う都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(用語)

第 2 条 この要綱で使用する用語は、法、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成 24 年政令第 286 号)、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 24 年国土交通省令第 86 号。)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成 24 年香川県規則第 57 号。以下「細則」という。)並びに建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「基準法」という。)、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。)及び建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「基準法施行規則」という。)で使用する用語の例による。

(認定申請等の処理区分)

第 3 条 認定申請の審査又は事務処理の区分は、香川県事務決裁規程(昭和 44 年香川県訓令第 2 号。)及び香川県出先機関事務決裁規則(昭和 44 年香川県規則第 5 号。)によるほか、次の表の (あ)欄に掲げる建築物の種別に応じ、それぞれ同表の(い)欄に掲げるとおりとする。

| (あ) 建築物の種別                                                              | (い) 審査又は事務処理の区分                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 基準法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物で 3 以上の地上階数を有し、又は延べ面積が 1,000 平方メートル以上であるもの | 本庁(建築指導課をいう。以下同じ。)                                                                          |
| (2) 基準法第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる建築物で 5 以上の地上階数を有し、又は延べ面積が 3,000 平方メートル以上であるもの | 本庁                                                                                          |
| (3) (1)、(2)以外のもの                                                        | 出先機関(土木事務所又は小豆総合事務所をいう。)のうち、当該申請に係る建築物の敷地の区域を所轄する出先機関。ただし、当該敷地の区域の所轄が高松土木事務所の場合にあつては、本庁とする。 |

2 前項の規定によるほか、認定申請に関して行う届出又は報告等の審査又は事務処理の区分は、同表の(い)欄に掲げる区分に準ずる。

(認定申請に係る低炭素建築物新築等計画の通知)

第 4 条 知事は、法第 54 条第 3 項に規定する低炭素建築物新築等計画の通知(法第 55 条第 1 項に規定する計画の変更の認定において準用する場合を含む。以下「計画通知」という。)を行う場合は、計画通知書(第 1 号様式)に法第 54 条第 2 項に掲げる確認申請書の正本 1 通を添えて、これらを建築主事に提出しなければならない。

(建築主事の審査)

第5条 建築主事は、前条の計画通知書の提出を受けた場合は、法第54条第4項の規定に基づき、基準法第18条第3項の規定による当該計画の通知に係る建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を行う。この場合において、当該審査は、基準法第18条の3第3項の規定に基づき、同条第1項の規定により国土交通大臣が定める確認審査等に関する指針に従って行わなければならない。

(確認済証等の交付)

第6条 法第54条第4項の規定により準用する基準法第18条第3項の規定による確認済証及び同条第15項の規定による通知書の交付は、基準法施行規則第8条の2第2項から第4項の規定により行う。

(工事完了報告書に添えるべき書類)

第7条 細則第6条の規定により、認定建築主が工事完了報告書に添えて、知事に提出すべき書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 低炭素建築物の新築等の工事が行われたことを建築士が確認した場合 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の15の規定による当該建築物の工事監理報告書の写し
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 低炭素建築物の新築等の工事を施工した施工者が作成した前号に定める書類に準ずる書類

(認定の取消しの通知)

第8条 知事は、法第58条の規定による取消しを行った認定が、その認定に併せて建築主事の確認済証の交付を受けたものである場合は、建築主事に対し、速やかに認定が取消しとなった旨の通知書(第2号様式)により通知しなければならない。

(標準処理期間の延長)

第9条 知事は、次の各号に掲げる理由により、行政手続法(平成5年法律第88号)第6条に基づき定めた標準処理期間を超えて法第53条第1項の認定申請の処理を行う場合は、当該認定申請をした者に対し、当該標準処理期間内に、その旨及びその延長する理由を記載した通知書を交付しなければならない。

- (1) 当該認定申請が第4条の計画通知を伴う場合において、標準処理期間内に建築主事が第6条の確認済証を交付することができない合理的な理由があるとき。
- (2) 当該認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項に掲げる基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるとき。

2 前項の通知書の交付は、期間内に認定できない旨の通知書(第3号様式)により行う。

(関係機関への通知)

第10条 知事は、変更の認定や取消しを行ったときは、必要に応じ、関係機関へその旨を通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。